外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である前川知子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十日

東京都渋谷区神宮前三丁目三八番七号小林ビル二〇二

ＮＥＳ　Ｏｖｅｒｌａｙ　Ｌｔｄ

日本における代表者　前川　知子

新規信託分割の公告

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年六月三十日付で左記の信託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都港区芝二丁目三二番一号

株式会社長谷工コーポレーション

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日

平成十五年八月八日

（三）契約締結日及び契約名称

平成十五年七月三十一日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更、承継等を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都港区港南二丁目九番八号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

不動産管理部　カストディ営業グループ

電話番号　〇三―五四六二―三七〇七

令和八年五月二十日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

支配人　岡本　泰典

事業譲渡につき通知公告

当社は、社会福祉法人太陽の村（住所奈良県吉野郡吉野町大字柳一三九五番一）に対し、介護付有料老人ホーム四つ葉のクローバー桜井事業所（住所奈良県桜井市吉備五七二番地一、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、総合事業）事業を譲渡することにいたしましたので公告します。

また、社会福祉法人太陽の村は、当社の債務を承継しておりませんので、併せて公告いたします。

令和八年五月二十日

奈良県宇陀市菟田野古市場四八一番地

株式会社クローバー

代表取締役　辻村　敦史

解散公告及び債権申出の公告（第三回）

当社は、平成十六年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岡山県倉敷市児島赤崎三丁目一〇番二五号

中村織物有限会社

清算人　中村　敬子

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

鳥取県鳥取市東町三丁目三〇七番地

社会医療法人明和会医療福祉センター

確定給付企業年金清算人　谷浦　陽二

債権申出の催告（第三回）

当会規約型企業年金は、令和八年一月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当会規約型企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山形県鶴岡市下山添字庄南一番地二

櫛引農村工業農業協同組合連合会規約型確定給付企業年金

清算人　遠藤　正之

取消公告

令和八年五月十四日掲載の準備金の額の減少公告は取消します。

令和八年五月二十日

東京都北区神谷一丁目一八番四号

株式会社ムトウホールディングス

代表取締役　武藤　健一

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年三月三十一日（号外特第十七号）目次欄中（印刷誤り）			二二二　三指定する件　定める件	
令和八年三月三十一日（号外特第十七号）財務省令第十八号（法人税法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
二五九	二	一八～一一	八とあるのを「にとあり、及び係る償却費の額と、」は、	八とあるのを「にとあり、及び係る償却費の額は、当該事業年度において
二六二	二	一一～終りから一〇	当該事業年度の法第七十四条第一項（確定申告）	当該事業年度の法第七十四条第一項（確定申告）
二六四	二	一七	取得	の規定による申告書の提出期限までに取得
令和八年三月三十一日（号外特第十七号）公布財務省令第二十一号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
二八三	六～七		省令」を「第三十七条の十四第三十一項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十五項」	省令」を「第三十七条の十四第三十一項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十五項」